



令和5年6月19日

各 位

会 社 名 株式会社 北弘電社
代表者名 代表取締役社長 高橋 龍夫
(コード：1734、札証)
問合せ先 管理統括室 総務企画部長 関根 和彦
(TEL 011-640-2231)

当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、令和5年5月1日付けで訴訟を提起され、令和5年6月16日にその訴状の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起された裁判所及び年月日
 - (1) 提起のあった裁判所 : 札幌地方裁判所
 - (2) 訴訟が提起された年月日 : 令和5年5月1日
 - (3) 当社への訴状送達年月日 : 令和5年6月16日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯
原告が、当社に対し、岐阜県高山市における太陽光発電所建設プロジェクト（高山案件）及び岩手県奥州市における太陽光発電所建設プロジェクト（奥州案件）に係る土木工事や設計・監理等の業務を請け負い、同業務を完成させたが、請負経費・報酬金のうち一部未払いがあるとし、その未払金の一部を請求するものである。
3. 訴訟を提起した者の概要
 - (1) 名称 : 株式会社梅沢技建
 - (2) 所在地 : 神奈川県横浜市都筑区仲町台5丁目2番25
 - (3) 代表者の役職・氏名 : 代表取締役 小池 太四郎
4. 訴訟内容
 - (1) 訴訟の内容 : 請負金請求事件
 - (2) 訴訟物の価格 : 3億3,000万円
 - (3) 申立手数料 : 101万円
5. 当社の対応及び今後の見通し
当社といたしましては、原告が主張する請負経費・報酬金の未払金はないものと考えており、裁判で当社の考えを主張し、正当性を明らかにしていく所存です。
なお、本件訴訟による当社業績への影響等は現時点では不明ですが、今後の進捗に伴い、開示すべき事項が判明した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上